1. 懇話会等からの意見聴取について

（1）様々な意見の聴取

●三層構造による意見収集の実施

レベル・手法	対 象	目的・特徴
第 1 層（深化） 懇話会	有識者・県民等	産学金労言等の幅広い分野の委員から意見聴取を実施
第 2 層（熟考） 県政モニター	応募者モニター	懇話会での議論等を踏まえ、アンケートや意見聴取（モニタートーク）を実施
第 3 層（拡張） Web アンケート	広く県内在住者	懇話会や県政モニターの意見等との比較検証を目的としたアンケート

●専門家からの意見聴取

分 野	実施回数
歴史意匠分野	2 回実施
建築構造分野	1 回実施
建築材料分野	1 回実施
防災計画分野	令和 8 年度実施予定

●職員からの意見聴取

職員アンケート、
庁内ワーキンググループの実施

●滋賀県庁舎等のあり方検討懇話会：令和7年度中に第 3 回まで実施済み

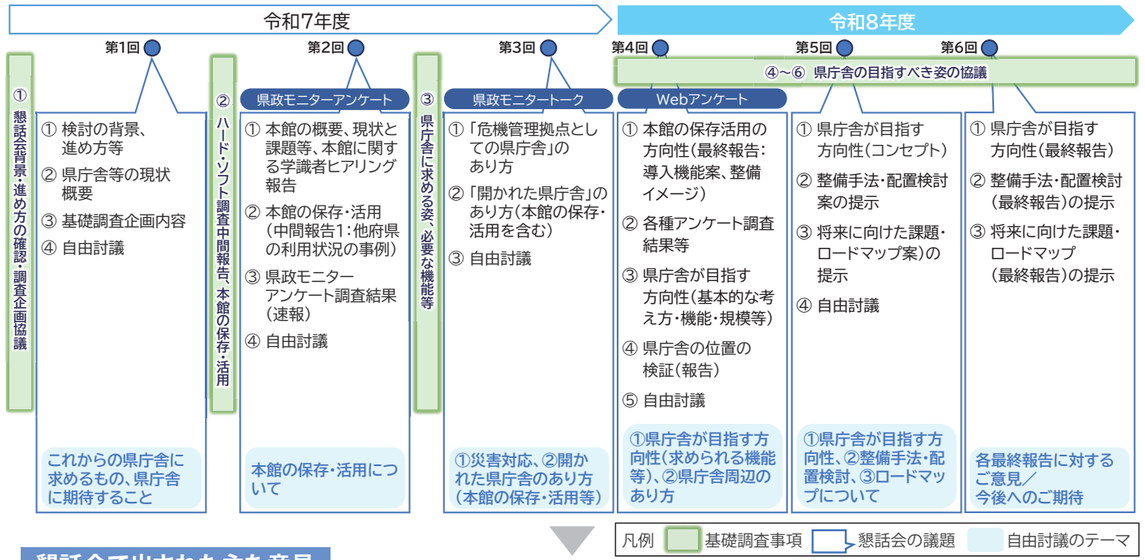

懇話会で出された主な意見

- 本館の歴史的・文化的価値を尊重し、全面的な保存活用を検討してはどうか。
- 未来に向け、「開かれた庁舎」としての県庁舎等のあり方を模索してはどうか。
- 全ての建物を最高の性能まで上げる必要はなく、建物ごとに優先度をつけて使い分けることが大事
- 災害時には大型車両の駐車スペース等を確保する必要があり、庁舎をできるだけ集約して大きなオープンスペースを確保してはどうか。

（2）開かれた県庁舎について

●土地利用の今後の可能性

歴史的価値を継承するエリア
本館への県民交流機能や迎賓機能等の導入を検討しつつ、本館の歴史的価値を生かして滋賀県の顔となる景観形成を図るエリア
建替えや改修を検討するエリア
本館の対応方針を踏まえ、耐震性向上等の改修や庁舎機能の集約を目的とした建替えを検討するエリア

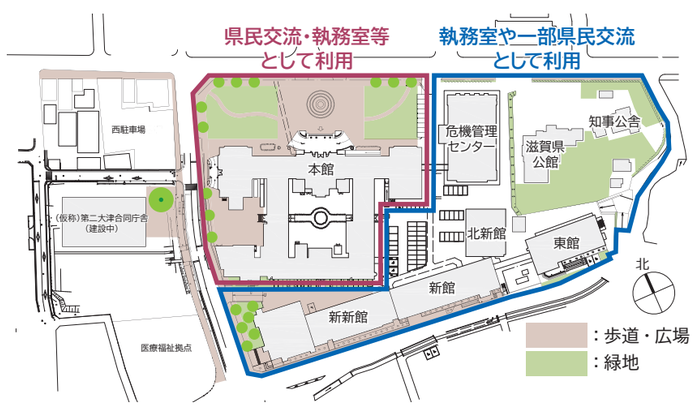

（3）パブリックスペース

●課題と検討の方向性（案）

課題

来庁者の居場所
- 県民が滞在できるスペースが少ない。
- ロビーや情報発信スペースが小規模かつ分散していて場所が分かりにくい。

案内誘導・動線
- 総合案内が本館と新新館に分散していて分かりにくい。新館・東館には受付がなく、利用者が迷いやすい。
- 館内動線が複雑で、案内表示や誘導が十分でない。

検討の方向性（案）

県民が利用できる施設を本館へ集約することを検討
（例：ロビー、情報発信、展示、県民協働スペース、迎賓スペース、利便施設等）

- ● 分散していることによる現在のわかりにくさの解消
- ● 本館を活用した他には見られない県民スペースの実現
- ● 多くの県民が様々な目的で集まる「開かれた県庁舎」の実現

滋賀県庁舎のシンボルとしての本館の価値の向上
本館の中心となるシンボル空間の創出

- ●中庭部分を活用した動線の整理、分かり易さの向上
- ●中庭を活用したパブリックスペースの充実、魅力的な空間の創出

県民スペース充実のための中庭部分への増築を検討
（現在の本館にはない面的に広がりがある空間の創出）

●本館の利活用の具体的検討（案）

- **1 階：**まとまったスペースの確保を目的に、県民利用施設や来庁者のための空間を中庭に設けることで、動線整理と開かれた県庁舎の実現を検討。中庭屋内化の方法については今後の課題とする。
- **屋上：**琵琶湖を望む正面部分屋上を中心に「ロの字型」を利用した回遊性のある屋上テラスを検討。来庁者のための憩いの場と付加価値の向上を図る。
- **地階：**浸水リスクがあること、耐震性の評価がなされていないこと、柱や壁が地上階より多く一般的な県民利用施設に適していないことから、利活用については今後の課題とする。
- **2 ～ 4 階：**執務・議会・会議ゾーン

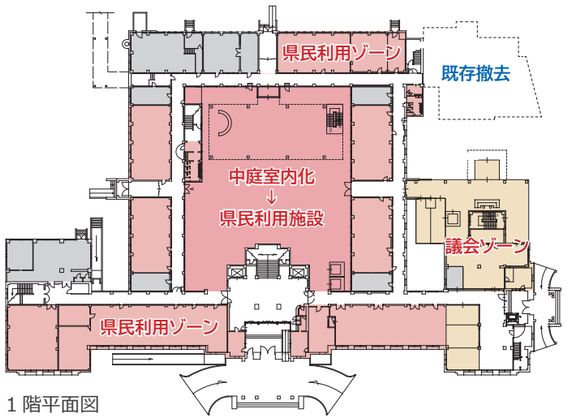

1 階平面図

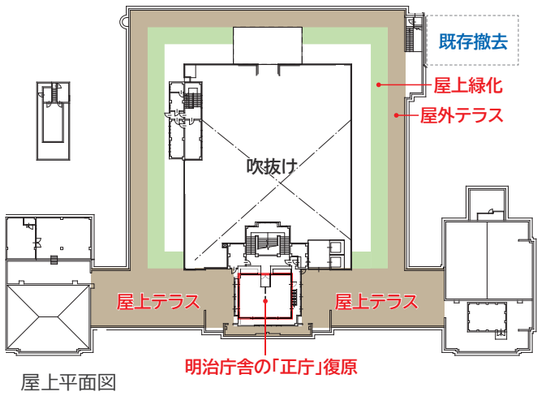

屋上平面図


中庭屋内化：4 層吹抜けの場合


屋上テラスのイメージ：京都市役所の事例

1. 懇話会等からの意見聴取について

●本館の利活用の具体的検討(案) ※第1～3回懇話会での意見、学識者からの意見聴取を踏まえて作成

主要階の利活用（案）	特徴	イメージ図、他事例等
1階 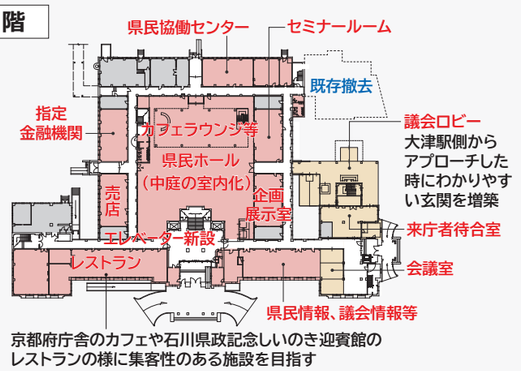 	・県民利用施設：１階に集約 ・中庭の室内化：イベントをはじめ多様な使い方が可能な広がりのあるスペース ・動線のハブ	 中庭　１階から２階ワークラウンジ方向を見たイメージ  京都府庁舎：カフェ・レストラン（出典：京都府 HP）
3階 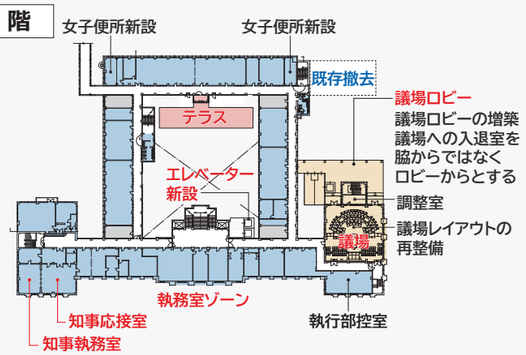 	・現在と同様に執務室として継続使用 ・議場ロビーを増築し、議場ロビーから入退室	 議場ロビー等増築後のイメージ  中央階段方向を見たイメージ
4階 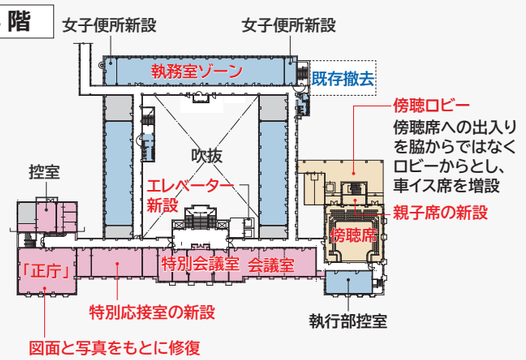 	・正面部分：迎賓ゾーン・会議ゾーン ・議会部分：傍聴ロビーの増築、車イス席の増設、親子席の新設 ・他の部分：執務室として継続使用	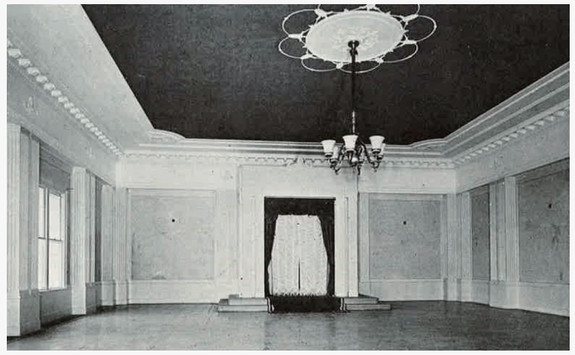 創建時の「正庁」（出典：大林組庁舎新築画報）  特別会議室（旧貴賓室：現４A 会議室）
屋上階 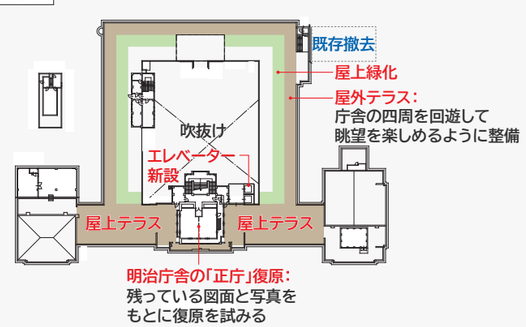 	・新設エレベーターを屋上階に着床させ、屋上テラスと「正庁」（明治庁舎の復原）を県民に開放	 創建時の明治庁舎の「正庁」（出典：改築記念誌より）  北側の眺望（高さ 19 m）

（1）土地利用の可能性の検討

CASE-1

・大津駅からのアプローチの分かりやすさ向上（南西の増築部分の解体→西玄関、西広場の整備）

・（仮称）第二大津合同庁舎や西側道路沿いに対する景観の向上

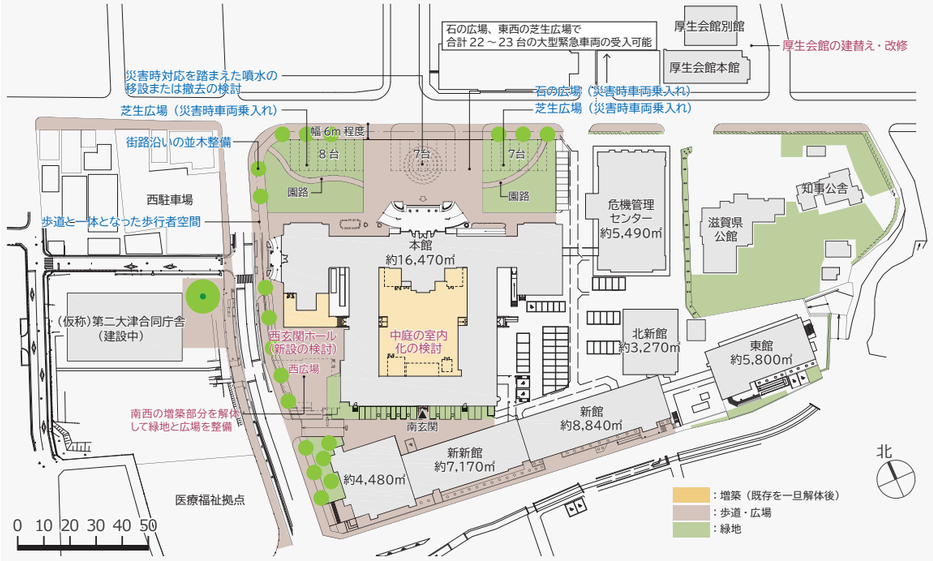

CASE-2

・CASE-1 ＋厚生会館建替え→新新館の公文書館部分解体→大津駅からの人の流れを受け止める街角広場の整備

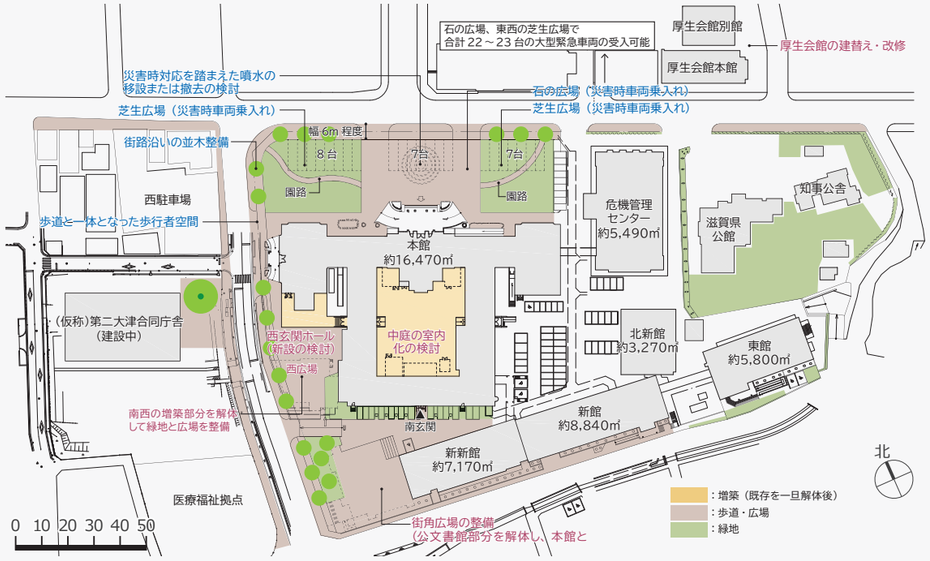

CASE-3

・CASE-2 ＋新棟①の建設→築年数が古い新館と北新館を解体

・南側道路と本庁舎敷地の連続性創出

・本館の全体像が見えるような整備

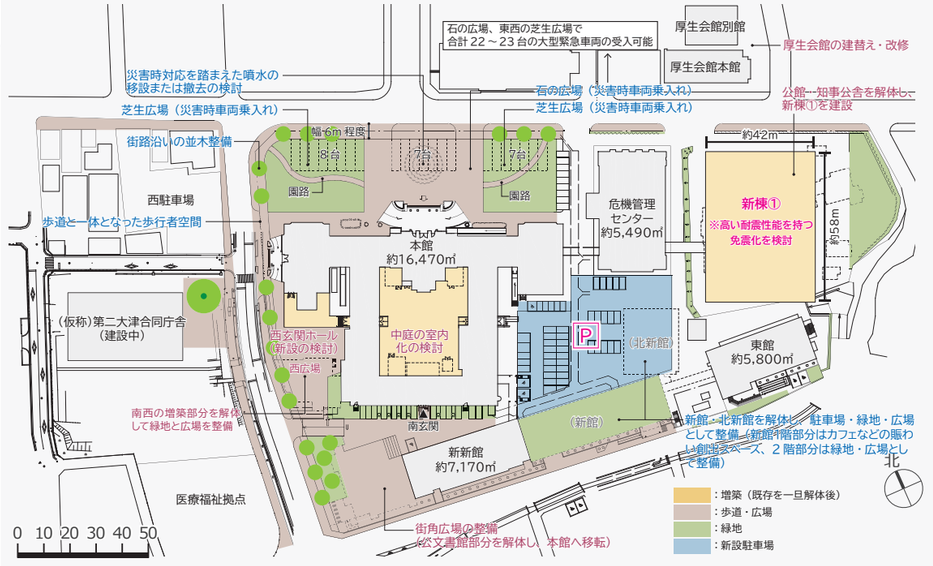

CASE-4

・CASE-3 ＋新棟②の建設→新新館・東館解体→オープンスペースの整備

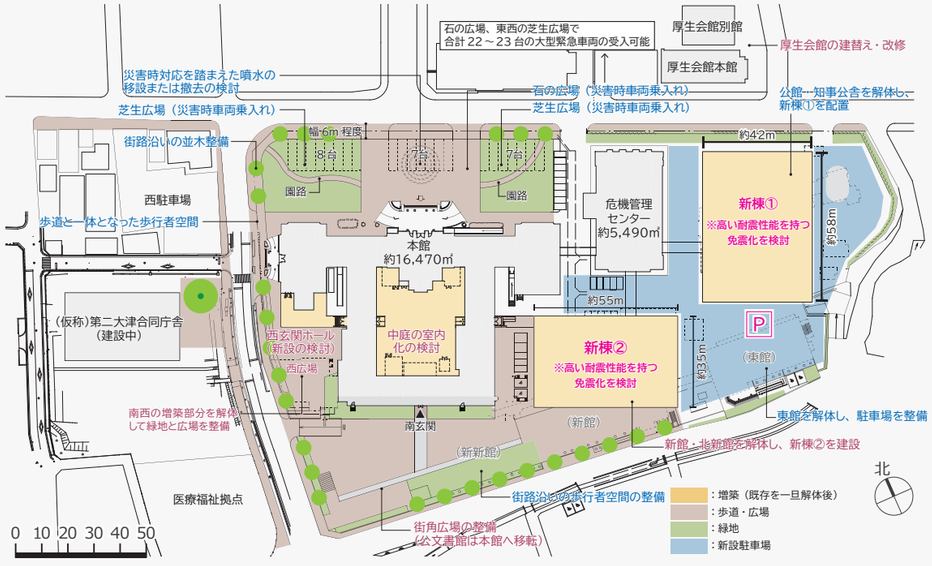

CASE-4 のイメージ



外観① 北側から見る



本館を南側から見る（新館建設前）

CASE-4 のイメージ



外観② 大津駅側から見る

（2）土地利用の可能性の検討　※第１回～第３回懇話会での意見、学識者からの意見聴取を踏まえ作成したイメージ

●本館正面

・本館前は歴史性を重視した格調高いオープンスペースを整備
・災害時の緊急車両駐車場等としての活用を想定



正面：鳥瞰イメージ



正面：アイレベルイメージ

●本館南・南西側（大津駅側からのアプローチ）

・大津駅側からの動線や人通りを考えた空間を整備
・県庁の新しい顔となる空間として整備



南西側のイメージ



南側広場と新館・新新館減築後の賑わい施設のイメージ



南側広場と新館・新新館減築後の賑わい施設のイメージ

（1）県庁舎等の概要



●敷地概要

※駐車台数は令和８年３月31日時点

		敷地面積(㎡)	備考
A	本庁舎敷地	29,042.95	
B	新館南駐車場（来庁者用）	2,205.07	普通車82台
C	梅林駐車場（公用車用）	1,153.93	普通車61台
D	西駐車場（議員・来庁者用）	1,332.43	普通車36台 軽4台
E	大津合同庁舎	8,983.50	
F	（仮称）第二大津合同庁舎	約　2,500.00	
G	厚生会館敷地	1,456.82	
H	日の出公舎敷地	14,412.03	

●県庁舎等の変遷

明治元年：大津県設置
明治２年：園城寺山内円満院が県庁舎となる。
　　以降明治21年まで円満院が県庁舎であり続けた。
明治４年：廃藩置県
明治５年：大津県を滋賀県に改称
明治21年：園城寺所有地であった現在地に煉瓦造２階建ての県庁舎が竣工
昭和12年：現庁舎建設にあたって撤去
昭和14年：現庁舎本館が竣工
昭和49年：旧県警別館 竣工（現北新館）
昭和49年：新館竣工
昭和58年：商工労働会館 竣工（現東館）
昭和62年：新新館が竣工
平成５年：公館・公舎 竣工
平成27年：危機管理センター 竣工

●建物概要

		施設名	竣工年	構造	規模	延床面積(㎡)
本庁舎	①	本館 (登録有形文化財)	S14年5月	RC	地上4階 B1階	16,472.30
	②	北新館	S49年9月	SRC	地上5階 B1階	3,271.10
	③	新館	S49年10月	SRC	地上7階 B1階	8,835.60
	④	東館	S58年3月	SRC	地上7階 B1階	5,798.26
	⑤	新新館	S62年9月	SRC	地上7階 B1階	11,653.01
			H14年9月 （増築棟）	S	地上7階 B1階	178.89
	⑥	危機管理 センター	H27年7月	RC	5階	5,487.10
本庁舎敷地　合計						51,696.26
付帯施設	⑦	公館	H5年3月	RC	1階	595.06
	⑧	公舎	H5年3月	W	2階	278.65
付帯施設　合計						873.71
県有施設	⑨	大津合同庁舎	H4年3月	SRC	地上7階 B1階	10,661.39
	⑩	厚生会館 厚生会館（増築）	S43年8月 S55年8月	RC SRC	6階 4階	3,143.30 1,001.55

（2）自然災害リスク

●地震リスク　震度６強

県内には琵琶湖西岸断層帯をはじめとする数多くの断層帯が存在し、直下型地震が身近に起こる可能性がある。また、南海トラフ巨大地震は広域的な被害が想定され、滋賀県も影響を受ける可能性がある。

●液状化リスク　危険度が高い

ハザードマップによると、大地震時には敷地一体で液状化危険度が高く、液状化の可能性がある範囲は深さ20ｍまでの砂系の土層である。

●水害リスク　0.5～1.0ｍ

滋賀県防災情報マップによると、琵琶湖の洪水による浸水、大雨による浸水が予測される。

●土砂災害リスク　なし

最大震度予測



震度7　震度6強

液状化予測

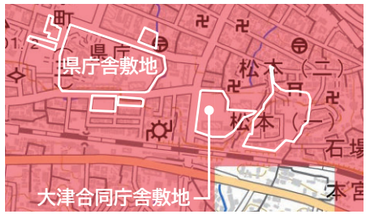

液状化危険度高い（PL値15～）
液状化危険度やや高い（PL値5～15未満）

100年に一度の大雨浸水範囲



琵琶湖の洪水浸水範囲

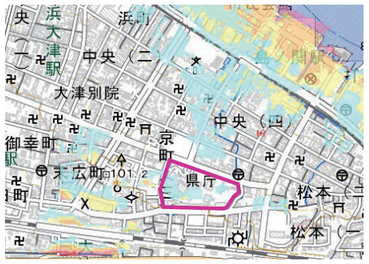

・土砂災害危険箇所：急傾斜地崩壊危険個所
・土砂災害警戒区域等：特別警戒区域（指定済）　警戒区域（指定済）
・最大浸水深図：0.5m未満　0.5m-1.0m未満　1.0m-2.0m未満　2.0m-4.0m未満

（3）劣化状況・建物性能

施設名		劣化状況	建物性能	課　題
各棟共通		・設備機器の経年劣化	・浸水対策なし ・断熱性能が希薄 ・天井下地や設備取付等の耐震性が不十分	・浸水対策 ・断熱性能の向上 ・危機管理拠点として耐震性能の向上 ・設備改修更新計画の策定
①	本館	・外壁基壇部石張りに割れが散見	・耐震補強済み ・耐用年数調査済み：91～100年超 ・BEI値試算：1.01 ・液状化対策なし	・液状化対策
②	北新館	・中性化が進行	・耐震補強済み ・耐用年数調査済み：判定不能 ・BEI値試算：0.89 ・液状化対策なし	・躯体劣化対策 ・液状化対策
③	新館	・外壁タイルに一部浮きがみられる	・耐震補強済み ・耐用年数調査済み：70年 ・BEI値試算：0.85 ・液状化対策なし	・液状化対策
④	東館	・地下階の漏水	・新耐震 ・BEI値試算：1.06 ・液状化対策なし	・液状化対策 ・漏水対策
⑤	新新館	―	・新耐震 ・BEI値試算：0.85 ・液状化対策なし	・液状化対策
⑥	危機管理センター	・劣化なし	・新耐震（免震構造） ・液状化対策済み ・受援スペース不足	・受援スペースの確保
⑦ ⑧	公館 公舎	・内外装に劣化は見当たらない	・新耐震 ・液状化対策なし	―

※BEI値：一次消費エネルギー

（4）本館の概要

●建築計画的特徴

・平成 26 年に登録有形文化財に登録（増築部分は対象外）
・中庭を囲む「ロの字型平面」を基本とし、正面東西の両翼部が「ロの字」から突き出ている類例がない平面形である。
・内部構成は執務環境の確保を優先した廊下の配置をしており、平面や外観の左右対称性にこだわることなく、機能性・実用性を重視。

●歴史意匠的価値

・外観は全体的に古典的で端正なデザイン。正面部分は 3 層構成（基壇部、胴部、頂部）を基本とする間口約 106 mに及ぶ長大な壁面を正面玄関がある中央部分と東西の両翼部を突出させ、壁面を 5 つに分節している。
・内部空間は、玄関ホール・中央階段まわりや廊下、知事室や旧貴賓室など創建時の姿を良く留めている。執務室は間仕切りが大きく変更されているが、天井の梁型を生かした意匠が残る部分も多い。

●建築技術的特徴と課題

・コンクリート強度、中性化の進行状況、鉄筋の腐食状況など、築 87 年を経過した建物としては非常に良好な状態であり、当時の施工技術の高さが伺え、今後も長期にわたる継続使用が可能。
・耐震性については耐震補強済みであるが、耐震グレードとしては官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における「構造体 III 類」相当であり、大地震時に構造体の一部損傷が懸念される。
・液状化対策がなされていないため、大地震時の不同沈下や基礎の損傷が懸念される。

●都市景観・まちづくりの観点からの価値

・旧東海道沿道の歴史的街並みとともに、大津市中心部の景観上の重要な建築と言える。正面部分は前庭が十分確保されており、ファサードと相まって高いシンボル性を有する。
・来庁者の主要動線である JR 大津駅からは、新館、新新館、東館等が建ち並び、本館の良さが分かりにくい状況。


正面全景


知事室


京町通りとの交差点付近からの見え方


大津駅からアプローチする時の見え方

（5）危機管理機能について

課題　地震・水害に対する建物性能の向上や災害対応スペース不足の解消

取り組みの方向性　各被害想定に対して時間軸を踏まえて「短期・中期・長期」の整理が必要

課　題		短期的取組み	中期的取組み	長期的取組み
建物性能の向上	構造体		既存庁舎の耐震性向上。少なくとも大きな補修を行うことなく継続使用できるレベルを目指す。	耐震性が高く、浸水にも強い新たな庁舎の整備 効率的な行政運営を考えた施設の集約化
	建築非構造部材			
	建築設備	継続的な更新・改修		
	地盤の液状化		地盤改良の検討	新庁舎を整備する場合、災害時に即応が求められる部署が入居する棟については、Ⅰ類相当の耐震性とすることを検討
	杭の性能		杭増設の検討（新館・北新館）	
	浸水対策	止水板設置		
	本庁舎の被災	近隣施設の代替庁舎確保		
スペース不足の解消	受援スペース等	新館・東館の大会議室活用等（仮称）第二大津合同庁舎との連携	災害対応できる執務室へのリニューアル	施設の集約により生まれる空地の確保により、駐車場や県民利用スペースを整備
	来庁者等の滞留スペース		一定の広さを有した一時的な避難等のスペースの確保（庁舎の内外）	
	駐車場	応援車両・緊急車両のための代替駐車場確保	駐車スペースの増設　（大型車両も考慮）	
懸念事項		被害が長期化すると、代替庁舎の使用継続や庁舎機能が分散することにより支障がでる可能性がある。	工事中の代替庁舎 新館・北新館の杭増設は作業ヤードを確保できないことから、現実的には困難	

（6）駐車場調査の概要

来庁者の多い「平常業務＋イベント開催時」の駐車場状況を調査

現状	課題
・南側駐車場：利用頻度が最も高く一時的に満車状態 ・平常時における駐車台数は概ね満足しているが、余裕はない。 ・南側駐車場は、駐車区画整備により、駐車台数が 63 台（15 台減）となる。	イベント開催時は、満車を想定した警備員増員や分かりやすい誘導案内サイン等の検討が必要

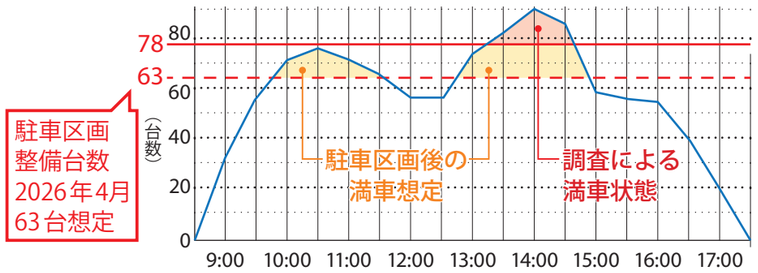

南側駐車場のイベント開催時の調査状況


満車時の状態